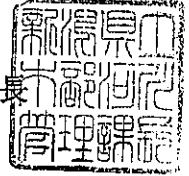


河管 第1184号
平成27年3月6日

新潟県コンクリート二次製品協同組合 様

新潟県土木部河川管理課長



災害復旧事業におけるコンクリートブロック（河川護岸および兼用護岸）の明度に関する対応について（通知）

標記については、平成26年9月18日付け河管第562号で通知しておりますが、平成27年2月から張ブロックの明度証明の申請受付が開始されたことから、災害復旧事業に使用するコンクリートブロック（河川護岸および兼用護岸）の製品単価の見積徴収における今後の取扱いを下記のとおり通知します。

記

- ・ 災害復旧事業において、明度6を超える製品及び明度が不明である製品は見積単価として採用しない。また、工事においても使用しない。
- ・ 見積提出時に各製品の明度を確認出来る資料として、公益社団法人全国土木コンクリートブロック協会が発行する証明を添付すること。ただし、提出済みである製品については、添付の必要はない。
- ・ 張ブロックについては、明度計測の申請受付を開始したばかりであるため、平成27年3月の見積依頼では、明度6以下が確認されることを前提とし、見積単価として採用できるものとする。ただし、明度の計測結果が6を超えたものについては、災害復旧工事において使用しない。なお、次回の単価見積（平成27年9月以降単価）では、上記と同様の対応とする。
- ・ 疑義がある場合には、担当に問い合わせること。

担当（問い合わせ先）

土木部河川管理課防災係 丸山

TEL：025-280-5416